

大北森林組合等からの補助金返還等の取組状況

大北森林組合等に対する補助金返還請求等の現状

- 平成28年12月22日に市町村を通じた間接補助について、市町村を通じて大北森林組合等への請求を行うため、関係市町村に対する返還請求を実施
- この結果、不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全ての返還請求が完了
- 事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業(有)を除く全ての事業者で完了

地区	事業者	不適正受給額 (①)	時効等により 請求できないもの (②)	返還請求可能額 (③=①-②)	請求済 (④)	返還済額 (⑤)
北 安 曇 管 内	大北森林組合	1,452,192,499円	536,960,761円	915,231,738円	915,231,738円	13,705,000円
	ひふみ林業	65,732,286円	50,679,700円	15,052,586円	15,052,586円	0円
	その他	39,441,657円	37,924,407円	1,517,250円	1,517,250円	1,517,250円
北 安 曇 以 外	佐久森林組合	16,592,158円	1,825,538円	14,766,620円	14,766,620円	14,766,620円
	松本広域森林組合	18,602,100円	—	18,602,100円	18,602,100円	18,602,100円
合 計		1,592,560,700円	627,390,406円	965,170,294円	965,170,294円	48,590,970円

※1:金額は、県の支出額(国庫補助額及び県費相当額)

※2:市町村を通じた間接補助については、最終受領者に計上

※3:時効等により請求できないものについては、時効のほか、県の誤った指導(大北ルールに基づく不用萌芽除去)に基づくため返還請求できないものを含む

※4:返還済額は、平成29年2月13日現在で、加算金を含まない

※5:上記のほか、国庫返還の対象になった額として県の指導監督費8,216,735円がある。

大北森林組合の新たな事業経営計画・補助金等返還計画と県の対応案

- ① 平成28年6月16日、県は組合に対し、経営改善を抜本的に進め、補助金等返還計画等を見直すよう求める通知
- ② 組合では平成28年7月に「抜本的経営改善方針」を策定し、組合再生本部や経営コンサルタント等と経営改善を検討
- ③ 平成29年1月、組合は返還期間をH61までの33年間とする新たな補助金等返還計画等を策定し、県へ提出
- ④ 計画の内容を精査中であるが、県が求めた見直しの観点から一定の改善、取組が認められる

《組合の対応》

- ② 抜本的な経営改善と計画見直しの検討
 - ◇ 「抜本的経営改善方針」を策定 (H28.7)
 - ◇ 組合再生本部による検討 (6回開催)
 - ・委員15名 (うち公認会計士など外部委員13名)
 - ◇ 林業経営コンサルタント (森林組合経営改善支援事業) による経営診断・改善指導

《県の対応》

- ① H28.6.16付け通知により、新たな発想による事業展開などの4つの観点から経営改善を抜本的に進め、計画を見直すよう求める

- ◇ 経営改善に向けた指導
 - ・本庁担当者が組合へ経営指導 (延12日訪問指導)
 - ・公認会計士が同行した常例検査により改善を指導 (H28.9)
 - ・地方事務所課長が組合再生本部に随時参加

- ③ 新たな「事業経営計画」と「補助金等返還計画」の策定 (H29.1.31提出)
 - [返還債務] 約1,039百万円

【返還期間】 50年間 → 33年間 (今後、H61年度までの分割納付)
 ※元専務理事からの賠償金は財源に含めず、少しでも多く回収してさらに短縮の努力

【主な見直し内容(4つの観点)】

- 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化
 - ・元専務理事へ民法上の損害賠償請求を実施 (H29.1月)
- 新たな発想による事業展開
 - ・素材生産の拡充と薪・チップ・板材・原木きのこ・枝物・緑化資材(コケ)等の販売
- 徹底した管理費の削減
 - ・非常勤役員の報酬の自主返納を29年度も継続
- 増資等による経営基盤の安定
 - ・役員から率先して増資に取り組み、組合員の増資への理解を進める

- ④ 県が求めた見直しの観点から一定の改善、取組が認められる

精査中

- 林務部改革推進委員会の意見
- 県議会2月定例会への説明
- 補助事業の再開、履行期限の延長処分の判断 (現在の履行期限 H29.3.31)

本格的に実行

- 集中改革期間 H29~32
- 収益事業の拡大 H33~

大北森林組合の新たな計画に対する県の精査の考え方

項目	大北森林組合の新たな計画の主な項目	県の考え方
1 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化	<p>(1)元専務理事の責任 平成29年1月に民法に基づく損害賠償請求を行った</p> <p>(2)元組合長の責任 常勤であり、最高責任者であることから責任追及を検討中。 なお、現在も元組合長は組合の短期借入金の個人保証人となっている。</p> <p>(3)非常勤理事の責任 非常勤の理事・監事の責任は弁護士と相談中で、改めて判断を示す。 平成27年度・28年度は報酬を返納中で、29年度も返納か支給しない方向で検討中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元専務理事に対しては損害賠償請求を行い、元組合長については責任追及を検討中など、県が求めた観点について一定の進展が見られる。 今後は、元組合長や非常勤役員への対応の具体的な検討状況を確認していく。
2 新たな発想による事業展開	<p>(1)素材生産事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能林業機械の導入を計画的に進め、間伐に加え、アカマツ被害林や、広葉樹林の主伐を推進し、効率的な素材生産に取り組む。 <p>(2)木材加工品の生産販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 素材生産で発生する広葉樹低質材を薪材又は薪に加工してストーブ利用者、かつお節製造業者、薪問屋等に販売。 間伐材や松くい虫被害材をチップに加工して、入浴施設や発電施設に販売。 広葉樹優良材を板材に加工し、家具や住宅の造作用(カウンター、階段等)の原板として付加価値を付けて販売。 	<ul style="list-style-type: none"> 素材生産事業については、大北地域に多く存在する広葉樹資源を活用し、拡大を図ることが盛り込まれている。 その他にも木材加工品の生産販売、特用林産物の委託販売など、新たな発想による事業展開が盛り込まれた。 県の求めた観点について一定の進展が見られる。 今後は、新たな発想による取組の実現性の観点から事業経営計画の詳細について確認していく。

	<p>(3) 特用林産物の委託販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員が生産した原木きのこ(クリタケ、ナメコ)を受託販売。 ・ 組合員が生産した生け花やオブジェ、ガーデニング用として流通している枝物(花、葉、実)を受託販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林務部改革推進委員のご意見による確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業責任者と担当業務の明確化 ② 事業実現のためのスケジュール ③ 販路・価格などの市場調査 ④ キャッシュフロー
<p>(4) 緑化資材の委託販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員が採取したコケを緑化資材メーカーに受託販売。 ・ 組合員が採取したコケを買い取り、耕作放棄地を利用してコケマットを製造し、緑化資材メーカーに販売。 		
<p>3 徹底した管理費の削減</p>	<p>(1) 非常勤役員の報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度は全額自主返納。 ・ 平成29年度も自主返納を継続又は支給しない方向で検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤役員の報酬は全額自主返納中で来年度も継続又は支給しない方向で検討中であることや職員給与の削減にも取り組んでおり、県の求めた観点について一定の進展が見られる。 ・ 今後は、職員給与の削減措置の見直しを検討するのかなどについて確認していく。
<p>(2) 職員給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度は、基本給5%カット、賞与全額カット。 ・ 平成29年度以降は、士気の低下等につながらないよう、組合の経営状況を見ながら、削減措置の見直しを慎重に検討。 		
<p>4 増資等による経営基盤の安定</p>	<p>(1) 役員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら率先して取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員が増資に率先して取り組むとともに、組合員にも理解を求める姿勢を表明するなど、県の求めた観点について一定の進展が見られる。 ・ 今後は、役員、組合員への増資の具体的な取組状況や組合員以外の企業等に対する資金援助要請の状況について確認していく。
<p>(2) 組合員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まずは信頼回復に努め、一般組合員に対しては、増資の理解を粘り強く進め、大口出資組合員に対しては、個別面談により、要請。 		
<p>(3) 組合員以外の企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業について説明する機会を設け、積極的に資金援助を要請。 		

大北森林組合の内部管理体制構築に関する取組状況

- 県では、組合に対しH28.1に再発防止の取組実行等を求める命令を発出
- これに基づき組合では、再発防止策を策定しているが、県では、指導通知の発出や研修会の開催、公認会計士同行による検査の実施等により、その実行を指導・監督
- H28.12からは、事業管理体制の詳細な確認を実施しているところ。

取組状況

【県】

H28.1
再発防止の取組の
実行等を命令

H28.3
会計処理の改善等
指導通知の発出

H28.5～森林整備実
務者研修の実施

H28.9
公認会計士同行で
組合検査の実施

H28.12～
事業管理体制等の
確認(実施中)

【組合】

H28.1
再発防止策
の策定

再発防止の
取組実施

県へ取組
状況報告
(毎月)

○ 組合の再発防止策と県での確認項目

取組項目	主な取組内容	県での確認項目
コンプライアンス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職制規程の見直し ・コンプライアンス研修会の開催 ・県森連のガイドラインに基づく自己点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理責任者の設置状況 ・業務分担、決裁権の明確化状況 ・コンプライアンス研修の開催状況 ・内部管理体制の自己点検結果等
理事・理事会等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会に「総務部会」と「事業部会」を設置し、事業現場の調査、会計処理等の業務チェック体制強化 ・監事の機能強化(公認会計士指導の下での監査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会でのチェック状況 ・監事の取組状況 ・事業実施上の職務権限の明確化 ・外注業者選定のルール化等
会計処理の透明化	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規定の見直し、会計マニュアルの整備 ・事業実施マニュアルの整備 ・県の研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理手順等の整備状況 ・事務処理手順等の整備状況 ・進捗管理、事業補助簿等の整備状況 ・事業地別の管理体制 ・県の研修会への参加状況等
執行能力に応じた事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内での事業計画及び進捗の確認・共有 ・現地作業体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画等の事業計画体制、事業決定ルールの整備 ・職員配置等事務処理体制の整備等

ひふみ林業(有)への対応状況

- ① 平成27年10月23日及び平成28年2月16日、県はひふみ林業(有)に対し、1,502万円の補助金返還請求
- ② ひふみ林業の代表者は、分割納付により全額返還する意思表示
- ③ 県から代表者に対し、再三にわたり、今後の返還計画・事業経営計画や法人の経営状況・資産状況に係る資料の提出を指示しているが、これまでに納得できる資料は提出されず、補助金の一部返還も行われていない状態

